

質問 出生届を出したいのですが。

回答

国内で生まれた場合

➤ **提出時期は**

生まれた日から 14 日以内。14 日目が休日の場合はその翌日。

➤ **提出場所は**

夫又は妻の本籍地か所在地あるいは出生地の区市町村役所（役場）。

杉並区では出生地が日本国内で、ご両親が日本人であり、出生に関して裁判等がない場合には戸籍係（区役所 1 階 3 番窓口）のほか区民事務所でも取り扱っています。

出生地が日本国内でない場合やご両親のうちどちらか、あるいは両方が日本人でない場合（で、子が日本で生まれた時）などは戸籍係（区役所 1 階 3 番窓口）のみの取り扱いとなります。

➤ **届出人は**

父母が婚姻中であれば父又は母、子の出生前に父母が離婚した場合や民法 773 条の規定によって裁判所が父を定める場合、父母が婚姻中でない場合は母が届出人になります。父母が届出をすることができない場合は、(1) 同居者、(2) 出産に立会った医師・助産師または、(3) その他の者の順に届出人となることができます。父母が届け出ることができない場合など、後順位の方が届け出の場合は、先順位の方が届け出ることができない事由を届書に記載しなければなりません。

なお、届出人欄に父母あるいは父又は母の署名捺印があれば、窓口届書をお持ちになるのは代理の方でかまいません。

- 父母が婚姻中の場合…父又は母
- 子の出生前に父母が離婚した場合や民法 773 条の規定によって裁判所が父を定める場合、父母が婚姻中でない場合…母
- 父母が届出をすることができない場合… (1) 同居者、(2) 出産に立会った医師・助産師または、(3) その他の者

（父母が届け出ることができない場合など、後順位の方が届け出の場合は、先順位の方が届け出ることができない事由を届書に記載しなければなりません。）

なお、届出人欄に父母あるいは父又は母の署名捺印があれば、窓口届書をお持ちになるのは代理の方でかまいません。

（注意）令和 3 年 9 月 1 日から、押印は任意となりました。

➤ **提出に必要なものは**

- ◆ 届書 1 通。
- ◆ 印鑑。
- ◆ 母子健康手帳

(届書は、杉並区では区役所戸籍係及び区民事務所に置いてあります。右半分が「出生証明書」として出産に立会った医師、助産師等が記入する欄になっており、通常は出産した医療機関等で医師等が記入したものを受け取り、届書に必要な事項を記入して提出することになるため、未記入の届書を区役所等に取りにおいでになる必要はありません。)

国外で生まれた場合

➤ **提出時期は**

生まれた日から 3 カ月以内に、出生証明書及び翻訳者が署名押印した日本語への全文訳を添えて届出をしてください。

子が出生により外国の国籍を取得している場合には「日本国籍を留保する」旨の届出を出生届とともに行わなければ出生の時にさかのぼって日本の国籍を失うことになります。

➤ **提出場所は**

外国に居住している場合は、その国に駐在する日本の大使館等に提出しなければなりません。大使等はこれを遅滞なく外務大臣を経由してご本人の本籍地の市区町村長に送付することとなっています。また、直接本籍地の市区町村長に提出することもできます。